会 議 録

- 4 事務局から、配付資料(勧告の概要等)について内容説明を行った。
- 5 質疑及び主な発言(「・」委員の発言、「→」区側の発言)
 - 会長

審議会の審議内容とそのポイント、今後のスケジュールなどについて確認したい。

→ 今月11日、特別区人事委員会から一般職員の給与等に関する報告及び勧告が出された。その内容を踏まえ、区議会議員並びに区長等の給料額等の改定について、その是非を含めて審議いただきたい。

仮に今回改定すべきであるという答申をいただき、条例改正を行うことと なった場合、職員団体との妥結状況を考慮した上で、11月の第4回定例会 に条例案を提案することとなる。

これに向け、11月13日及び11月20日開催予定の第2回及び第3回 特別職報酬等審議会において、答申案を審議いただく予定である。

- 委員
 - 0.98%の公民較差を解消し、初任給、若年層賃金を手厚くする改定との ことだが、他の職員への割り振りはどのようになっているのか?
- → 職員の職層により改定の割合が異なっている。特別区人事委員会が示した 級別改定率はそれぞれ、1級(係員) 2.4%、2級(主任) 0.7%、3 級(係長) 0.4%、4級(課長補佐) 0.3%、5級(課長) 0.3%、 6級(部長) 0.3%である。
- 委員

職層による改定率は23区で同じか?

- → 23区同じ取り扱いである。
- 会長

区長や議員の給与はどのように対応するのか?

- → 特別職等の報酬改定は、人事委員会勧告における全体平均の改定率を基準としてきたが、今回は職層により改定率に差を設けた勧告となっている。仮に特別職等に一番近い職層の部長級にあてはめると、部長級の改定率は0.3%という数値が出ており、このことも踏まえて今後審議いただきたい。
- 委員

令和4年度決算においては特別区税が過去最高額を更新したとあるが、一方で目黒区の収支見通しは予断を許さない状況が続くものとされている(資料2、p7)。この点について補足して説明してほしい。

→ 区の歳入は景気の変動を受けやすい構造となっており、ウクライナ情勢の 長期化、ふるさと納税の影響による減収の影響、地方税を一部国税化すると いう不合理な税制改正の動きなどを踏まえると、歳入増は不確かなところが ある。 会長

今後も財政調整基金を取り崩すのか?

- → 例えば、昨年のように区税収入が上がれば、財政調整基金へ戻すということも考えられる。
- 委員

取り崩す28億円は、財政調整基金の全体から見て大きな金額か?

- → 正確な金額は手元にないが、財政調整基金の残高は300億円ほどであり、 1割程度である。
- 委員

ふるさと納税の影響による税収減はいかほどか?

- → ふるさと納税等の国の不合理な税制改正により、令和4年度は23区全体で2600億円を上回る影響があったと言われている。
- 委員

次回提供される資料においては、過去の経年変化も把握できるようにしてほ しい。

- → 経年変化が把握できる資料にしていく。
- 委員

審議にあたり、区の財政状況も考慮するのか?

会長

職員に対しては民間比較を踏まえて一定の増額という勧告が出たわけだが、 特別職等の報酬を引き上げる場合でも、区の財政を理解したうえで、上げ幅 等について審議する必要があると考える。

委員

職員の給与と比較する民間従業員の事業所については、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上とされているが(資料1、p1)、目黒区と照らし合わせると、もう少し小さい規模の事業所で比較するべきではないか?

- → 23区では任用制度、給与制度に共通の基準を設けて連携しており、人事委員会も23区連合で設置している。そのため、事業所調査についても23区全体を母集団としている。
- 会長

事業所調査の中で、目黒区内の事業所は何箇所あるのか?

- → 調査対象事業所は非公開のため、把握していない。
- 6 会長から、今後の進め方について説明があった。
 - 会長

本日の説明や審議状況を踏まえて、論点整理と答申案の検討を行いたいと思うがいかがか。

(委員から「異議なし」の声)

第2回の審議会は11月13日(月)午後3時から、この会場で開催する。

7 会長から閉会の宣言があった。